

公募要領

平成 28 年度 電気自動車普及促進事業に係る調査検討委託業務

平成 28 年 5 月
宮古島市

1. 背景

本市は基本的な課題として、地下水に生活用水を依存していることから、環境への負荷を低減する環境保全対策を行うこと、沖縄県の離島に位置することから、エネルギー等の資源を地産地消する資源循環の仕組みづくりを行うこと、こうした取り組みを地域経済の活性化に繋げることにより、雇用を創出することの 3 点に整理している。

これらの課題を総合的に解決していくために、市では、平成 20 年 3 月に「エコアイランド宮古島宣言」を行い、いつまでも住み続けられる豊かな島づくりを目指し、自然環境と共生しつつ地域資源を活用した低炭素社会の構築に向けて取り組んでいる。

2. 事業の目的

本市における CO2 排出割合において、運輸部門が約 30%と最も高いこと、市民が負担する自動車用燃料コストが高いこと、台風等により停電が起りやすいことなどの課題に対して、電気自動車を利用することにより、CO2 排出削減や燃料コスト負担を低減化でき、停電時には電源として活用できることから災害時の安全安心の確保に繋がるため、電気自動車の普及を図ることを目的とする。

3. 事業の内容

本市の電気自動車の普及に係る現状の課題を洗い出し、本格的に普及させる上で必要な対策を明確化した基本計画書を策定する。

現在、想定される課題のひとつが充電インフラの整備である。本市の電気自動車台数は 150 台程度に対して、充電設備は 15カ所で 16器(急速 4器、普通 12 器)が整備されている。しかし、市役所平良庁舎の充電設備(急速)には充電待ちの列ができるなど、インフラとして整備が不十分であると指摘されている。現状として、どの程度不足しているのかを把握し、電気自動車の普及に必要な充電インフラのあり方を見極め、段階を追って整備を進める必要がある。

その他に電気自動車を普及させる上で何が障壁なのか詳細に調査し、電気自動車の普及に係る対策を検討する。

4. 委託業務の内容

電気自動車普及促進事業の実施にあたり、今後の電気自動車普及に資するため、以下の項目について調査・検討を行い、必要な会議の運営、基本計画書の策定を行う。

- (1) 電気自動車利用者の利用実態・ニーズ調査
 - ✓ 電気自動車普及台数調査、普及分布調査
 - 例) 販売店等への聞き取り
 - ✓ 維持管理費の費用対効果
 - 例) 本体購入価格、メンテナンスコスト、メンテナンス時間(→弱点把握)
 - ✓ 電気自動車利用者の実態調査
 - 例) 利用実態(主な行き先、走行距離、充電場所、回数等)、
実際に利用してわかる電気自動車のメリット・デメリット
 - ✓ 人口分布と損益分岐点の分析
 - ※走行距離、ガソリン代、車両価格の変化による普及可能性の分析
 - ✓ コスト以外の障壁の実態把握
 - 例) 車種の少なさ、充電環境(アパート暮らし等)、整備士の不足
電気自動車の特性を知らない→普及啓発
 - ✓ 電気自動車の本格普及に向けた課題の整理
- (2) 充電設備設置・運用の実態調査
 - ✓ 充電設備の運用状況調査
 - 例) 設備管理者へのヒアリング
 - ✓ 充電設備に係る設置方法の検討(設置主体、時期、場所、数、急速/普通)
 - ✓ 充電設備に係る運用方法の検討(管理主体、費用負担)
- (3) 電気自動車普及・充電設備等のあり方検討
 - ✓ 検討委員会の開催(年2回程度)
- (4) 電気自動車普及に係る基本計画書の策定

5. 事業期間及び事業スケジュール

- (1) 委託業務の事業期間: 契約締結日から平成 29 年 2 月 28 日
- (2) 事業スケジュール ※スケジュールは、あくまで目安であり、変更となる可能性があります。

5 月 13 日		企画提案募集開始
5 月 27 日		企画提案〆切
5 月 30 日	～6 月 3 日	審査・選定(ヒアリングは6月2日予定)
6 月 6 日	～6 月 9 日	契約手続き、業務着手
10 月頃		第1回委員会、中間報告書
2 月頃		第2回委員会、最終報告書

6. 事業の規模

委託業務の予算規模＝3,500,000 円(税込み)を上限とします。

7. 契約の条件

(1) 採択件数: 1件

(2) 委託契約の締結

採択された案件については、本市と提案者との間で、契約条件について協議の上、委託契約を締結します。契約形態は概算契約¹とします。

なお、契約締結にあたっては、本市の契約規則等に基づき手続きいたします。

¹ 契約金額が契約締結時には確定しておらず、概算額で契約し、履行が完了した段階で額を確定させるもの

8. 委託業務の成果物

電気自動車普及に係る基本計画書(紙媒体: 正1部、副1部、電子媒体: 1部(CD-R 等))を提出する。なお、経費の支出状況をまとめた実績報告書1部(支払いの事実を証する書類を添付)を併せて提出する。

9. 成果物の諸権利の帰属

本業務の履行にあたり当市に納入された成果物の著作権は、当市に帰属するものとします。

10. 納品物の情報について

納品物の情報については、今後の事業計画において活用し、市から広報される場合があります。第三者の情報を活用される場合には、全ての情報の出典元または著作者及び使用許諾の有無について明記して下さい。

11. 応募資格

以下の要件を満たす事業者とします。

①実施者(連名提案の場合は代表提案者)は日本法人(登記法人)であり、本事業に関する契約を本市と直接締結できる事業者であること。

②連名提案の場合は、代表提案者及び共同提案者の役割分担を明確化し、体制図等に明記すること。

③実施者は提案する事業のすべてについて、遂行するために必要な能力、知見、組織・人員・実施体制、経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

※応募資格を有しない者の提案書、又は不備がある提案書は受理できません。再度提案書を提出する場合は、公募締切日までに提案書を修正・再提出する必要があります。

12. 応募方法

以下の企画申請書(様式 1)と企画提案書(様式 2)(含む、別紙 1)(それぞれ正 1 部、写 8 部)を一つの封筒に入れ、「13. 締め切り、提出先」に基づいて、ご提出下さい。申請書と提案書はダウンロードしたものをご使用下さい。

- ・企画申請書(様式 1)
- ・企画提案書(様式 2)、工程表(別紙 1)

提案書類は返却しません。機密保持には十分配慮します。提案内容については、審査の過程で、ご提出後にヒアリングさせて頂く予定です。

13. 締め切り、提出先

①公募期間

公募開始日 平成 28 年 5 月 13 日(金)

公募締切日 平成 28 年 5 月 27 日(金) (17 時必着)

②提出先

宮古島市役所企画政策部エコアイランド推進課 宛

〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地

宮古島市役所 4階

14. 事業者選定について

(1) 審査基準

- ①提案内容が本事業の目的に合致していること。
- ②提案された調査の方法が、現場の実態に即していること。
- ③調査内容に対する費用が妥当であること。
- ④同等規模の事業実績を有するか、本事業を遂行する能力があることを客観的に示せること。
- ⑤応募資格を有していること。

(2) 選定プロセス

- ①選定は書類審査を行った後、選定委員会により行います。
- ②選定は 5 月第 5 週を目処に行います。選定の可否については、本市から連絡を行います。
選定された事業者との協議が整わず、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において、第 2 となった提案者と契約に向けた協議を行う可能性があります(当該協議が整わなかった場合、次候補との協議を行うものとする)。

15. 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、質問票に記入の上、下記まで電子メール、または FAX にてお願い致します。質疑に関する内容については、必要に応じて質問内容および回答をホームページに掲載することがあります。

宮古島市役所 企画政策部 エコアイランド推進課 担当:洲崎

電子メール: ts.ecotown@city.miyakojima.lg.jp

※電子メールを送信する際は、「@」を半角に変換してお送りください。

FAX: 0980-72-3795